

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から54年3月まで

私は、昭和49年4月に結婚し、20歳になった際、国民年金に加入し、私の夫と二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の国民年金保険料について、私の夫は納付済みであるのに私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月21日以降に払い出され、申立人は同年7月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫については、結婚直後の昭和49年12月に国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和49年度から国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人と当時、同居していたその母親については、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、その母親は54年7月に国民年金に任意加入し、同年同月から国民年金保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立人についても、国民年金保険料を集金人に納付し始めたとする時期は、その母親と同時期であったものとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 557

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 55 年に会社を退職する際、厚生年金保険の任意継続被保険者（第 4 種被保険者）を勧められたが、国民年金の方が保険料が安かったので、56 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行った。その際に何か月分かの国民年金保険料として 7 万円弱をまとめて納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 6 月 6 日以降に払い出され、申立人は、市の国民年金被保険者名簿により、59 年 2 月 2 日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、社会保険庁の国民年金被保険者台帳の 59 年 1 月欄に「此の月まで不要」の記載が確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「何か月分かの国民年金保険料として、7 万円弱をまとめて納付した記憶がある。」と主張しているが、申立期間の保険料額とは大きく相違している上、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 62 年 6 月に、61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）6 万 7,500 円をさかのぼって納付していることが確認できることから、申立人は、一括して納付したとする国民年金保険料について、当該期間の保険料と申立期間の保険料を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から 45 年 3 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の脱退手当金を受給している旨の回答を受けたが、同手当金請求の受付日の昭和 45 年 3 月 27 日に疑問がある。私は、当該受付日の当時、心理不安の状態ですべてA社を退職し、帰郷しており、同社からは脱退手当金の請求書の送付や説明も無く、印鑑は私の手元にあり誰が手続きしたか分からない。私の同意も無く、脱退手当金に係る手続きがなされたことを 40 年後に知った。

また、当初の判断後、申立期間に係る裁定請求書が見つかったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、次の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 1 申立てに係る事業所において申立期間中に資格取得し、申立人の資格喪失日から前後各 2 年間に資格喪失した者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、33 名のうち 31 名については、資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、当該事業所に照会した結果、「従業員に対しては、退職時に、退職金の手続書類を手渡すとともに、脱退手当金の説明も行った後、脱退手当金に係る請求用紙は社会保険事務所から取り寄せ、同手当金を請求するか否かは本人の意思に任せていた。また、頼まれて、社会保険事務所に同請求書を提出したこともあったと思う。」との回答を得ている上、当該元同僚 31 名のうち、聴取できた 6 名からは、「会社が、脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」旨の回答が得られていることを踏まえ

ると、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

- 2 また、申立人の被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、「45.3.27」の記載が確認できる上、当該事業所の保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失通知書（副）により、申立人の厚生年金基金に係る資格喪失届の受付日が昭和45年3月27日であることが確認できることから、同日に事業主によって脱退手当金裁定の請求手続が行われたものとするのが自然である。

申立人は、資料として新たに脱退手当金裁定請求書を提出したが、当該裁定請求書によると、申立人が退職し、脱退手当金の対象となった事業所において、代理請求が行われたことを疑わせる事情は見受けられない上、社会保険事務所が昭和45年4月16日付けで申立人の脱退手当金を銀行又は郵便局で支払うことを決定したことを意味する「隔地払」の表示が確認できるなど、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 13 日から 50 年 12 月 21 日まで
脱退手当金を支給されたとする昭和 55 年 10 月ごろは、わたしが妊娠によるつわりで入退院を繰り返していた時期であり、脱退手当金を請求する余裕は無かった。

また、私は、脱退手当金の支給前の昭和 54 年 7 月に国民年金に任意加入しており、脱退手当金を受給するはずがないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁に保管されている申立期間に係る申立人の脱退手当金裁定請求書及び退職所得申告書等の書類には、申立人本人の記名・押印が確認できる上、申立人の振込希望金融機関及び口座番号が記載されていることが確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 4 年 9 か月後の昭和 55 年 9 月 19 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年3月31日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に、社会保険事務所の職員が来訪し、私のA社における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

申立期間当時の私の年収は1,080万円であり、また、私は標準報酬月額を引き下げる訂正届を行ったことも無い。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、59万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日）の後の平成10年8月24日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって24万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が平成5年5月1日以降、申立期間を通して、申立事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、平成10年8月24日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理については、今回の社会保険事務所職員の訪問時に初めて知ったとしているものの、一方で、「申立事業所が全喪する半年ほど前から、事業不振のために保険料の納付が遅れがちとなり、社会保険事務所から保険料納付の督促を受けるようになった。」などと供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 12 月 25 日まで

今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に、社会保険事務所の職員が来訪し、私の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は、申立期間当時、申立事業所の代表取締役であり、給料は約 30 万円だった。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、平成 13 年 1 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から 14 年 11 月までは 20 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 14 年 12 月 25 日）の後の 15 年 1 月 8 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が昭和 53 年 2 月 21 日以降、申立期間を通して、申立事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立事業所については、申立期間当時、社会保険の届出等に関する事務手続は申立人が行っていたとしており、社会保険料等を滞納していたことを申立人自身が認めている上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る滞納処分票では、社会保険事務所が保険料納付を強く要請し、納付方法等について申立人と頻繁に協議していたことが確認できることなどから、上記の遡及訂正処理に関して、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又

は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。